

及 號 局 議 台 日 月 日 受 及 號 省  
 第 第 第 第 第 第 第 第  
 第 第 第 第 第 第 第 第  
 第 第 第 第 第 第 第 第  
 第 第 第 第 第 第 第 第  
 第 第 第 第 第 第 第 第  
 第 第 第 第 第 第 第 第  
 第 第 第 第 第 第 第 第  
 第 第 第 第 第 第 第 第  
 第 第 第 第 第 第 第 第  
 第 第 第 第 第 第 第 第  
 第 第 第 第 第 第 第 第  
 第 第 第 第 第 第 第 第

東京民事地方裁判所 第...部  
 裁判長 判事 前澤忠成 氏  
 内五通運株式會社 設立許可 願

回答 素

文書課長

警保局長

警務課長

事務官

案 起 昭 和 十 年 八 月 十 三 日 局 受

身 舟 回

決 判

八 月

日 文 書 課 長

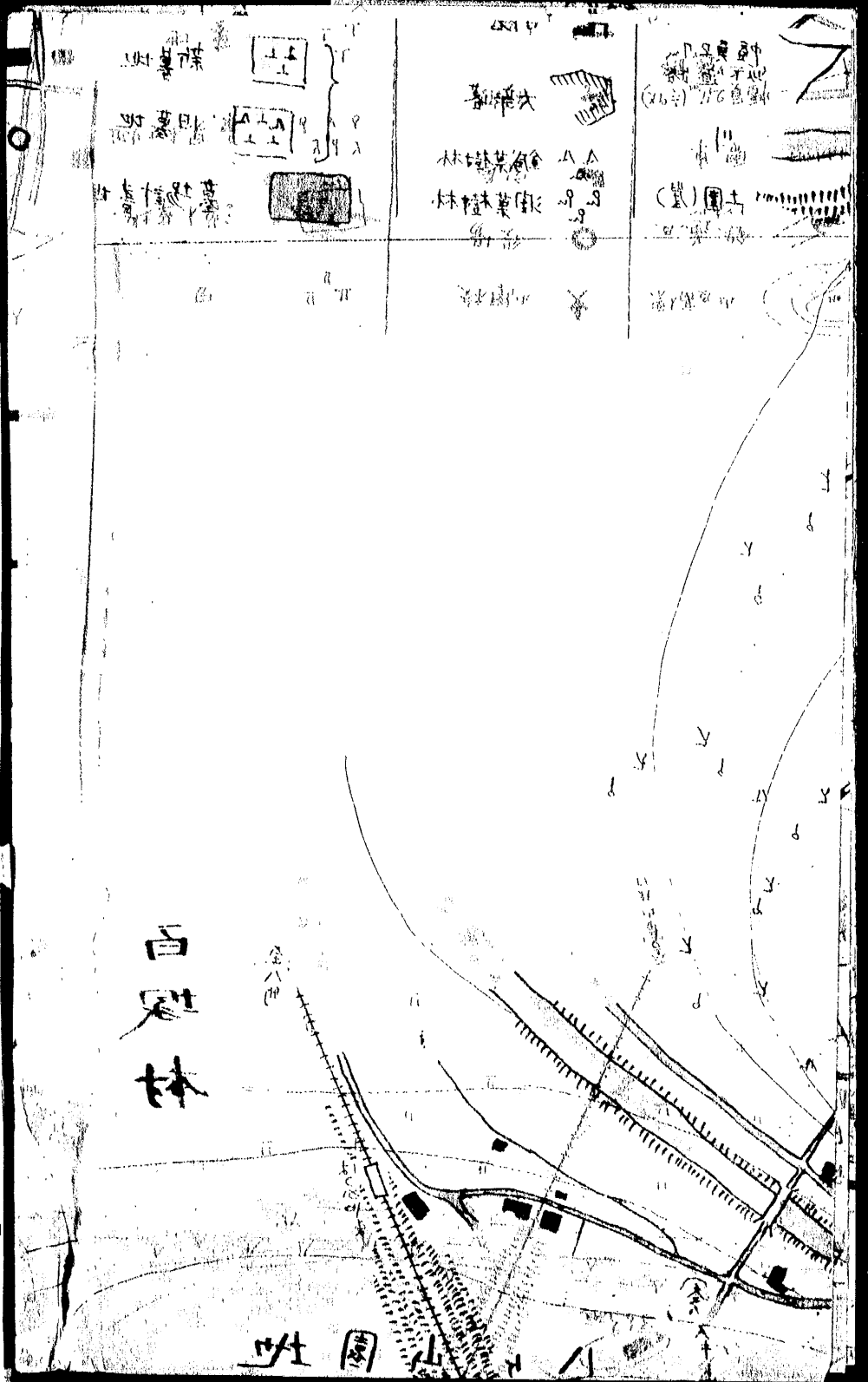
日 第

日 第

日

日

日



百冠林

山園

日 月  
第 第 第  
號 號 號  
送 送 送  
月 月 月  
日 日 日

及之、同之附、書類提出方、同之件  
原告 村田茂雄  
被告 東京通運株式会社

右當事者間、昭和四年(ワ)第百四二六〇  
號、共有物分割事件、同之標記  
ノ書類提出方申出會存之候、共  
同者、於之、右書類各之候條申了  
知相成

等々

内 務 省

除、記、係、株、水、合、水、設、立、ハ、協、同、上、ノ、設、立、  
登、記、十、三、二、ト、思、科、セ、ル、表、シ、候、ハ、又、初、末、  
提、出、シ、タ、ル、モ、ニ、付、當、事、者、ニ、付、  
尚、自、動、車、ニ、係、リ、運、輸、管、理、法、ニ、依、リ、  
令、(旧、自、動、車、運、行、令、第、十、二、条)ニ、依、リ、地、方、官、  
ノ、許、可、ヲ、必、要、ト、ス、ル、事、ナ、ル、ヲ、以、テ、其、他、之、概、  
之、同、之、件、ノ、申、出、候、者、ノ、存、在、ニ、係、リ、同、之、件、  
ニ、係、リ、同、之、件、ノ、其、ノ、書、類、ヲ、  
付、シ、テ、同、之、件、ノ、編、記、アリ)

内務省

(旧) 自動車所管令 (昭和八年一月十一日)  
中務省令第一號

第十二條 自動車之依り運輸ノ業ヲ管コントスル  
者ニシテ一定ノ線路又ハ区字ニ據ルモノハ管  
業地ノ地方長官其ノ他ノモノハ管業所所在  
地ノ地方長官ニ照シテ其ノ免許ヲ與フハシ

本件「好意祝」より打交せし書  
 高三君へ高書に以て交還せしむ  
 以上書日諒  
 高三君の好意祝  
 保安原  
 11/11  
 祝-12  
 10也  
 67-1740A

(Faint handwritten text, mostly illegible due to fading and bleed-through)

9



囑託書

右當事者間ノ昭和四年(第百一十六號)共有物分  
 割事件ニ付左記書類御送付相成度此段及囑託候  
 追テ本件口頭辯論期日ハ七月三十一日ニ有之候  
 昭和十一年七月三十一日

東洋通運株式會社  
 裁判長列事  
 東洋通運株式會社  
 前部  
 洋忠成

文書表示別紙通

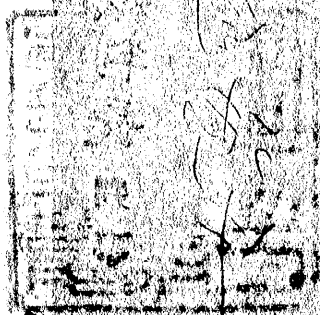
七月三十一日午前十時受取

169-1

17 1940 169-2

内子通運株式会社

昭和十一年四月廿一日



昭和十一年四月廿一日

内子通運株式会社 代表取締役 佐藤 正

内子通運株式会社 代表取締役 佐藤 正  
昭和十一年四月廿一日

昭和十一年四月廿一日

内子通運株式会社  
附屬事務所

内務省御中

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第一東京辯論會

在中物なし

東京民事地方裁判所

要再回

決判

月

日

局

第

日

月

日

日

昭和十年六月二十二日

警保局發乙第三五一號

警言保局長



警言務課長

事務官



大臣

大臣

文書課長  
衛生局長

保健課長

事務官

警保局長

墓地設置之件

省及市町村及組合  
第...第...第...第...第...第...  
第...第...第...第...第...第...  
第...第...第...第...第...第...  
第...第...第...第...第...第...

規格 15 (5) 用酒

